基山町福祉交流館を利用しませんか!

福祉交流館は、町民の皆さんが自主的に多世代での活動ができる施設です。交流広場は、パブリック スペースとして余暇を過ごしたり、憩いの場としてお子さんを遊ばせながらお母さん同士で交流した りと、様々な用途で利用されています。各種サークル活動や会合に利用できる部屋(占有スペース) ※問合せ先 基山町福祉交流館 もありますので、ぜひご利用ください。 **☎**92−2101

1. ご利用案内

- ▶ 開館時間 午前9時~午後7時
- 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合、その翌日) 年末年始(12月29日~1月3日)
- ▶ 使用料 無料(占有スペースのみ、使用料及び利用申請が 必要です。)

施設の区分	使用料	超過使用料	冷暖房費
学習室	120円	120円	100円
多目的室	130円	130円	100円
創作活動室	160 円	160 円	200 円

※1時間あたりの料金です。

2. 申請方法

事前に所定の申請書に必要事項を記 入し、使用料と共に基山町福祉交流館 2階受付コーナーもしくは健康福祉課 窓口で申請してください。(※設置目 的から著しく逸脱した利用目的の場 合、貸出しできないことがあります。 物品の販売宣伝・勧誘等は禁止してい ます。電話予約は不可です。)

当日は、申請受付時にお渡しする利 用許可証を持参してください。







民年金保険料の納付が猶予さ 所得が一定額以下の場合、

がき)が送付されます。

れた学生納付特例申請書

a

に所得が少ないため、

れる学生納付特例制度があり



付をしなければなりません。

しかし、学生の方は一般的

度も引き続き在学予定の方 予されている方で、平成29年 平成28年度に保険料納付を猶

基礎年金番号等が印字さ

あっても国民年金に加入し納

20

歳以上の方は、

118万円+

▽制度適用条件所得の目安

件になります。 門学校、専修学校及び各種学 課程)に在学する学生等で 校(修業年限1年以上である 短期大学、 法に規定する大学(大学院) による額以下であることが条 本人の前年所得が次の計算式 対象となる方は、学校教育 高等学校、 高等専

又は学生証の写しの添付は不

平成29年度の申請ができま 項を記入し返送することで、

(この場合、

在学証明書

る方は、このはがきに必要事

同一の学校に在学されてい

(扶養親族等の数×38万円)

※問合せ先

住民課 **☎**0952−31−4191 佐賀年金事務所 保険年金係

292-7934

料の納付を希望される場合は 賀年金事務所にご連絡くださ 付特例制度を利用せず、 納付書を送付しますので、 なお、平成29年度は学生納 保険

国民年 例 制 度 のご案内

学生納付特例制度により、